

令和3年度 龍ヶ崎市監査基本計画書

この基本計画は、令和3年度に龍ヶ崎市監査委員が行う監査の基本方針、種類及び概要について、基本的な考え方を示すものである。

1 監査等の基本方針

令和3年度の予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の自粛や停滞等により市税等の大幅な減収が見込まれる中で、社会保障経費などの財源確保や新学校給食センター、新保健福祉施設などの整備により、一般会計で前年度を1億7,200万円上回る規模となっている。これには、国や県が事業費の全額を負担する臨時的な事業や市債の借換えが含まれているため、実質は令和2年度予算に対して減額となる緊縮型予算となっている。

特別会計は、介護保険事業や後期高齢者医療事業が前年度を上回る予算規模であるが、国民健康保険事業の縮小や、工業団地拡張事業の用地売却完了により、6億2,180万円の大幅減となっている。

監査等においては、市の財務等に関する事務の執行が、予算や法令等に基づいて適正に行われているか（合規性）、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の規定に則り、経済性・効率性・有効性に留意した運営が成されているかを基本とする。

監査実施後は、該当の部署に対し、指摘や意見等に対する措置の状況の報告を求め、監査の実効性の確保に努める。

2 主な監査等の種類及び概要

(1) 定期監査（法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）

財務事務を中心に、市における事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として行う監査である。

また、令和2年度定期監査で課題点及び指摘事項のあった課等に対しては、監査委員への報告書に基づき、その後の状況を確認するための検査を実施する。

(2) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として毎月実施する検査である。

(3) 決算審査（法第233条第2項の規定による審査）

歳入歳出決算書その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する審査である。

(4) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する審査である。

(5) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項の規定による審査）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類の内容に問題点がないかを主眼として実施する審査である。

(6) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項の規定による審査）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された公営企業の資金不足比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類の内容に問題点はないかを主眼として実施する審査である。

(7) その他の監査

その他法令に基づく監査については、必要があると認めるとき、または、請求等があったときに適時実施する。